大竹市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）借受書

平成　　年　　月　　日

大　竹　市　長　　様

申請者・団 体 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

連 絡 先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり別紙の貸出条件を遵守して借受いたします。

１．　物 品 名

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）

①　ハートスタートＨＳ－１　　１号機（総務課保管）
②　ハートスタートＦＲ２＋　　２号機（教育委員会保管）
③　ハートスタートＨＳ－１　　３号機（総務課保管）

（いずれか１台の貸出しとする。）

２．　借受期間（５日以内とする。）

平成　　年　　月　　日（　）～平成　　年　　月　　日（　）

３．　使用日時及び使用場所

（１）使用日時　平成　　年　　月　　日（　）
（２）使用場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．　使用責任者

（１）住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（２）氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（３）資格 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※印の欄は，市で記入します。

※貸　出　日	平成　　年　　月　　日	確認者	
※返　却　日	平成　　年　　月　　日	確認者	
使用した場合の使用状況			

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出条件

１．借受者は，貸出用ＡＥＤを返却するまでの間において，適切な管理をするほか，貸出用ＡＥＤの使用にあたっては，次の各号に掲げる事項を遵守すること。

（１）　貸出用ＡＥＤを使用するときは，取扱説明書によって適切に使用すること。

（２）　貸出用ＡＥＤを処分し，又は目的外に使用しないこと。

（３）　貸出用ＡＥＤを転貸し，又はその権利を譲渡しないこと。

２．使用責任者は，医師等の医療従事者もしくは消防署その他による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を使用した救命講習等を修了している者とすること。

３．借受者は，貸出用ＡＥＤを使用した場合，その使用状況を報告すること。

４．借受者が，故意又は過失により貸出用ＡＥＤを亡失し，又は破損させた場合は，現品又は市長が相当と認める金額をもって，賠償すること。

５．借受者が誤った貸出用ＡＥＤの使用により生じた事故に対しては，市長は一切の責任を負わないこと。